SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

ヨハネス・ブルクハルト著『三十年戦争』（1992年）翻訳（4）。

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-12-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 宏二 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00029240

ヨハネス・ブルクハルト著『三十年戦争』（1992 年）翻訳（4）。

Translation: Johannes Burkhardt, “Der Dreißigjährige Krieg.” (4)

伊藤　宏二[i]

Koji ITO

（令和 4 年 11 月 30 日受理）

序）訳者前文

本稿は Johannes Burkhardt, Der Dreißigjährige Krieg. (Neue Historische Bibliothek. Frankfurt am Main 1992) よりⅡ. Konstituierungskonflikte 2. Stände oder Staaten? S.74-90 の翻訳であり、同書拙訳（3）の続編である。本稿で中心に論じられている三十年戦争時代のベーメンについて我国では、宗教的な摩擦からオーストリア＝ハプスブルク家に対して起こった反乱が神聖ローマ帝国の宗教体制も絡んで国際戦争へと拡大していった、というような大筋で語られることがほとんどであろう。しかしそこにはベーメンそれ自体の視点を欠いていることに気づかされる。ベーメンの反乱は果たして君主に対する宗教的な不満の爆発だけで捉えてよいのだろうか。そこにはどんな背景や偶然が絡んで重なり合い、具体的にどのように進展し、それ自体としてどんな歴史的意味を持っていたのであろうか。本稿の訳出部分では、近世の平和をかく乱する要因であった普遍主義に対して内部から生じた抵抗事例としての側面に加え、近代国家(Staat)建設の主たる担い手は絶対主義的な王朝だったのか、それともそれに対峙した等族だったのか、という問いに焦点が当てられ、中世以来の政治秩序であった両者の協働が崩れ、新しい時代の主人の座と生存をかけて対峙し争いを生んだ様が、ベーメンを実例として緊張感をもって描かれている。著者の主張する近世における「戦争の凝集化」という現象が立体的に交錯し、まさに「戦争の中の戦争」を語り始めるにふさわしい舞台であると、訳者には感じられた。

さて、本稿における人名や地名の表記については、チェコに関わるものも多数登場するが、訳者はチェコ語は全くの専門外であり現地音主義に従うことができないため、それらに関して基本的には原書のドイツ語に基づく表記に従ったことを予め断っておきたい。その他の表記法の点では、前稿同様本文中〔　〕内の表記は訳者による補足等である。また、原注の表記について、原書で文献一覧に記載されているため注記では略記されている場合、本稿で初出のものは本来の書誌情報に改めて記載した。さらにこれも前稿同様だが、本書で登場する細かな人物や事象等で我が国では馴染みの薄く説明があった方がよいと判断したものについて、脚注に訳注として補足説明を加え、その際 wikipedia 上の各国語の記事を通じて訳者の責任で要約したものについては、URL を示すのに代えて、(wiki:) とした形式の中に、参照した見出し語と最終確認日を表記させてもらうことにした。

---

[i] 社会科教育系列

Ⅱ．国家建設抗争　近世国家の組織化のレベルに起因する戦争

2．諸身分か諸国家か

ベーメン

ネーデルラントの歩んだ道はヨーロッパで特殊なものではなかった。例えば 17 世紀に諸身分側の軍隊が王権を打倒し、軍事独裁と王政復古の回り道の後、頂点に君主制的装飾を頂きながら近代的な身分制国家を建設したイングランドの例は、様々な点で比肩し得る[26]。しかしながらオーストリア＝ハプスブルク家支配下の等族が、むしろより強力な姿勢と国家に根本的な問題を展開した。1618 年のベーメン等族の蜂起は危機的状況の中で、すでに確認され繰り返されていた疑似国家的機能を強調し、束ね上げ、絶対化したに過ぎなかった。三十年戦争へと流れ込んだ北部ネーデルラントの国家建設戦争と同様に、それを解き放ったベーメンの国家建設戦争もまた広範な――ここでは全オーストリア的な――背景に基づき観察されねばならない。ベーメンの蜂起は国家建設に失敗した実験として理解せねばならないことを、オーストリアーベーメン地域のラント等族が 1618 年に動員した特に 3 つの国家統制機能が示している[27]。

第一にオーストリア支配地域の等族はほとんどが文字通り軍司令官(Kriegsherren)として成長した――彼は領主(Herrschaft)ではなく、戦地将校(Landschaft Kriegs officir)であった。典型は内オーストリアのラント防衛であった。というのも、ここではトルコによる外的脅威により、等族の決定的な関与の下で軍事的潜在力が絶えず行使されることを強いられていたからであった[28]。課税同意権は一般的に等族の権力手段であったが、オーストリアの諸ラントでは税の調達と使用は等族の本分となっており、しかもその中には当時他の場所では絶対主義的領邦君主が等族の課税同意権を逃れるきっかけとなっていた直接税まで含まれていたのであった。しかし租税高権へ向かう流れは、この等族制的な税によって賄われた軍隊に対する命令権を再度基礎づけることとなった。そもそもが領邦君主との協調によって築かれていたため、国家権力はつまり上に対するのと同様に下に対する拘束としても、等族のレベルで多くの点で自立していた。

下に対しては確かに農民たちもこの防衛体制に組み込まれ得たが、しかし例えば 1597 年の上オーストリアの農民蜂起を見ると、その要求は教派政策的には等族と一致したものの社会的には一致し得ず、無慈悲にも鎮圧され、等族権力から犯罪扱いされたも同然だった。同様にベーメン等族は、彼らが天命を代わって引き受けたのではなくそもそも上位権力以外の何者でもなかったかのごとく、1618 年以降の社会的騒乱の中で反乱者をプラハで処刑したのであった。しかし上との関係では、17 世紀初頭のハプスブルク家内のいわゆる兄弟喧嘩は領邦君主たちの周辺化をもたらし、等族は自身の利害とともにまさしく「自立的な同盟者」として主君に助力したのであった。「それゆえマティアスはラントの自由、即ちまず第一に等族の諸権利と慣習の擁護者として」という等族宣言におけるハプスブルクの署名に直面し、モーリッツ・リッターは訝しんだのであった[29]。皇帝ルドルフ 2 世はプラハの居城でベーメン等族に支えられ、大公マティアスはオーストリア等族に支持されて、最終的に 1608 年に両者の等族軍がプラハを前に途方に暮れて対峙し、彼らの支配者は将来にわたって互いに秘密の援助協定を結ぶことなく、妥協することを強いられたのであった。ここでは公的には領邦君主とともに他者に当たっているが、次の措置としてベーメン等族は彼ら自身の主君に対して向きを変えている。ルドルフ 2

世は退位直前の 1611 年には政治的にもはや王家に近しい傭兵軍、いわゆるパッサウ兵団[ii]の援助を求める期待はできなかったが、等族側はラントの敵を防ぐために自らの管理の下に軍隊を募ることができたのであった。1618 年のベーメンの国家建設戦争はオーストリア全体の軍事関係と連なっており、プラハですでに予行演習がなされていたものであった。

第二に等族は信仰の時代において極めて重要な教会権力をカトリックの領邦君主以上に強力に手にしていた。オーストリア等族の宗教改革要求は純粋に信仰心に基づくと確かに言い得ると近代宗教史の先駆者エルンスト・ヴァルター・ツェーデンは考えたが、首尾よくいった場合には「彼らの政治的地位はかなり基礎付けられ、領邦君主から宗教決定権を奪った場合には従来の諸権利にかなりの自立性が新たに付け加わったことも疑問の余地はないのであった[30]。」カトリックであるハプスブルク家の領邦君主はそのヨーロッパ的地位を顧慮してもはや福音主義運動の頂点に立ち得なかったが、他方では貴族のほぼ 80%に反してその信仰を押し通すことができる状況でもなかったので、交渉と妥協の道に行き着き、個々の等族集団に確定的な信仰の権利を認めた――上下オーストリアでは領主や騎士にその所領や保護教会を含め、ベーメンでは諸都市も含めて――のだった。このことは実際、アウグスブルク宗教和議でその臣民に対して帝国諸侯に認められた「信仰決定権」が、オーストリアとベーメンにおいては特権を付与された等族によって幅広く行使されたということを意味していた。その際領邦君主は最低限彼によって容認さるべき統一的な教会秩序を要求することにより、等族の教会制度を可能な限りカトリック的な礼拝通りに進めようとしたが、しかしそのことがまさに等族制的な統治の下で統一的な領邦教会の組織化を発展させる助けとなったのであった。

ベーメンでは宗教的に自立的な伝統がなおも古く強固で――例えば聖界等族はフス戦争期以来ラント議会から姿を消していた――ただし多様な形態をとっていた。宗教改革の時代に 1575 年のラント議会は旧フス派のウトラキストとベーメン兄弟団[iii]、ルター派が集まって「ベーメン信仰告白」について合意することに成功し、それを領邦君主は容認せねばならないことを心得ていた。この等族による福音主義的信仰の形成は 1609 年 7 月 9 日の有名なルドルフ 2 世の勅書においてその拡大と文書化が認められた。等族から押し付けられた文書が、彼らに枢機卿会議のような一種の中央最高機関、管理と防備、教育制度の遂行に関する等族による「管財人」を備えた固有の教会体制を保証し、その結果プラハ大学は福音主義的なラントの大学となったのであった。かくしてこの発展史上の絶頂期に「等族制的高権の下で集権化されたプロテスタントの教会制度と教育制度[31]」――実際にはカトリックの少数派も残っていたし、カルヴァン

[ii] パッサウ司教を兼ねたオーストリア大公レオポルト(Leopold V. von Österreich-Tirol: 1586-1632)がユーリヒ＝クレーフェ継承戦争のためにスペイン領ネーデルラント出身のラメ(Laurentius Ramée:1560?-1613)に命じて 1610 年に創設された 10000 人規模の傭兵団。しかし皇帝ルドルフ 2 世とマティアスの争いに前者側で加わり、オーストリアとベーメンで略奪を行い悪評が高まり、両者の和解後傭兵団は解散し、ラメは反逆罪で処刑された。(wiki: Passauer Kriegsvolk / Laurentius Ramée. 2022.11.29.)

[iii] 15～16 世紀にターボル派とワルド派の流れをくむ人々がベーメンを中心に形成した宗教共同体。聖書をチェコ語に翻訳したことでも知られる。原始キリスト教への回帰に努め、兵役や宣誓、公職の拒否などを特徴とした。当初ウトラキストの迫害を受けてメーレンに逃れ、シュマルカルデン戦争時はカトリックの迫害によりポーランドやプロイセンに逃れた。1575 年の信仰告白でベーメンでの地位が認められたものの、三十年戦争により壊滅的な打撃を受けた。(wiki: Böhmische Brüder / Böhmiska bröderna. 2022.11.29.)

派の活動集団が完全に統合されたわけではなかったが、それまでの領邦君主的な教会統治に代わってラント等族によるそれ――が発生したのだった。この教派的教育機能と教会管理権限は近世という条件下では少なくとも他の場所で諸侯たちがその臣民に行使したのと同様、国家に類する政治的な意味を与えた。三十年戦争中に生じたクロースターグラブ[iv]とブラウナウで福音主義教会の建設と撤去をめぐり数年来くすぶっていた紛争において、最終的に問題になったのは、少なくともそれらの所領で領邦君主がそこを自家領とみなす最終的な発言権を保持するのか、或いはここでも等族のラント信仰権が適用されるのか、ということであった。ラント等族的教会体制が広がるに従って複雑化した法的問題は領邦権力の問題でもあったのである。

しかし第三に、等族はその政治－行政的権限において既に国家的成長の臨界に達していた――概念史的に見た場合ですら、例え彼らが不安とともに 1599 年に完全なる「政治的地位」を満たしたとしても[32]、とりわけそれは行政的な機能の枠内のことであった。さらにオーストリア等族が自身の監督の枠内で学校制度を促進したことはその典型的な徴候である[33]。その上ラント等族は他のラント等族と盟約(Einung)を結び、帝国等族や他国へ使節も送ったが、ベーメンは等族同盟のために 1608 年にハンガリー、1609 年にシュレジエン、1614 年にオーストリア諸大公〔の等族〕と入れ代わり立ち代わり交渉して成果を上げ、それらは 1618 年に活用され延長された。ハプスブルクの観点からは分離独立だったことは、ネーデルラントやオーストリアーベーメン地域の等族の観点からは常に結盟(Einung)運動でもあった。ハプスブルク家の世襲権自体支配者の交代ごとに宣誓交渉を通じて相対化された。しかしこの点でベーメンはさらに一歩進み、王冠は総じて記憶にない時代から選挙王政であったとする意見が一層あらわになった。ここには等族による選挙王政へと発展したポーランドの例があったことは疑いない[34]。既に見たようにルドルフとマティアスはこの等族の論理に応ぜざるを得なかったし、マティアスはそれどころか彼の後継者を等族の「自由な選挙」によるものと文書によって承認せねばならなかったのである。その際穏健な選挙王政支持者は相続権のある王朝メンバーからの一種の選抜権のみを考え、それは実際、1617 年にハプスブルク家内部からの候補者の欠如が深刻だった際、王朝交代派が結論を出す前に、宗教的－権力政治的に見てすでに疑念のあったフェルディナントを受け入れるよう説得された根拠でもあった[35]。緊迫した状況下での統治権力の完全な引き継ぎすら、すでに伝統であった。ルドルフ 2 世最末期の混乱した日々においても等族は管理当局を任命したが、それは領主、騎士、都市代表ら 10 名から成り、ラント議会の構成を忠実に反映していた。

かくして 1618 年にベーメンの人々が実行に移した時には、軍事上及び信仰上の基盤と並んで、等族制的国家建設のための政治的基盤も――連邦制的、国制法的、統治行政的な点で――すでに十分な準備が整っていたのであった。

1618 年 5 月 23 日に、シュタイアーマルク大公フェルディナントが王の後継者としての受諾の際にプラハに残していた代官政府をベーメン等族は気に入らずに、手荒な方法で解消した。

[iv] Klostergrab. チェコ名フロブ(Hrob)。現チェコ共和国北西部でドイツと国境を接するテプリツェ(Teplice)地区に位置する。史料的には 1282 年にベネディクト会のテプリツェ女子修道院からオセク修道院に売却された村として初めて確認される。15 世紀に銀と鉛の鉱山の街として発展した。1580 年にプラハ大司教の管轄に移管されたが、住民の多数派はルター派を占めていた。1611 年にベーメンで最初の改革派教会が建てられたが、1617 年にカトリック住民の反発を受けたオセク市長により撤去されていた。(wiki: Hrob. 2022.11.29.)

即ち、怒り狂った群衆が 2 人の長官をプラハ城の執務室の窓から放り投げたが、彼らはさらに後を追わされた書記とともに無事に逃れたのであった。プラハ城窓外放出事件はあいにく革命の理想像には適さない――民衆の怒りの突発的行為は、最も豊かで政治的影響力のあった貴族領主アルプレヒト・ヤン・スミジツキ[v]の宮殿の庭で事前に決定され談合されたものだった。信仰の争いが、ある福音主義教会の撤去を通じてエスカレートした後、対抗宗教改革的－初期絶対主義的なフェルディナントの試みは、合法的に目論まれた処置や教会保護権による異議、等族会議を通じて阻止できぬようになり、等族側の党派は権力掌握に向けて決断し既成事実を作り出した[36]。危機的状況下で会議は 1611 年の先例に正確に従い、30 名の貴族と市民からなる常任理事会に統治を委託した。このかなり大所帯の統治委員会において本当に期待できる人物は、外交に熟達したシュリック伯と軍事に熟達したトゥルン伯と並んで、実際にはまだ若きスミジツキであったようで、彼は諸侯に匹敵するベーメン名家の最後に残された継承者として既にナッサウーオランイェ家に婚姻関係を申し出、同時代人だけでなく歴史家の意見でさえ、一種のベーメン系オランイェ人になり得た人物であった。果たしてそうだったのかは知ることはできず、彼は同年、一部を自己資金で編成した軍隊の最初の軍事行動の際に、予期せず肺炎で亡くなったのであった。ゴーロ・マンのようにその死に顔にカリスマを見て取るようなことは誰もが出来なかったとしても、死の床にあるこの若者を描いた贅を凝らした印刷画(Einblattdruck)の存在が、この災難の公的な意味を強調しているのである[37]。

しかしながら将来的なオランイェ指導者をあっけなく失った理事会政府は、自らもまた軍隊を準備した。1615 年に等族によって 4 年間承認された年間 50 万ターラーの税は 1618 年にあっさりと「革命」に利用する変更がなされた。もっとも理事会政府もいまや増税に関してラント議会の承認を得なければならず、ラント議会は金持ち有力関係者の集会として自ら増税するには困難になっていた。「しかしいまや等族自身が領邦君主の地位に立っていた」「にもかかわらずその伝統の囚人に留まり、彼ら自身の理事会政府に対して君主に対するのと同様に振舞ったのだった」とショールマンはこの等族国家の自己矛盾を明確に指摘した[38]。1620 年 3 月 27 日の一般ラント議会の際、シュレジエンから到着した等族代表はどのラントも金銭問題は従前通りとなるようにするのが望ましいと意見を述べた[39]。明らかに制約された等族の支払い準備は、等族制国家からなるヨーロッパが恐らく財政難から軍事的にやや弱体化するだろうという予想に根拠を与え、なるほど目下の状況下ではベーメン等族指導者の好戦的政策には適さなかった。その上差し当たっては「プラハにおいてはウィーン以上に軍事に精力的に駆り立てられた」のも当然のことと判断されている[40]。

依然としてウィーンの皇帝マティアスは長くいるほどますます妥協的になっていった対抗宗

---

[v] Albrecht Jan Smiřický(1594-1618). スミジツキ家は帝国男爵(Freiherr)の爵位を持ち 15～16 世紀にベーメン中部・北東部に広大な所領を有した大貴族。アルプレヒト・ヤンは 1614 年に二つに分かれていた両方のスミジツキ家の家督を受け継ぎ、ベーメンで最も裕福な貴族となった。国外遊学中にオランイェ公ウィレム 1 世の孫娘に当たるアマリー・エリーザベト(Amalie Elisabeth von Hanau-Münzenberg: 1602-1651. 後のヘッセンーカッセル方伯夫人)と婚約しており、蜂起直後に 1000 名規模の連隊を自己資金で創設したこともあって、ベーメン王として期待が高まっていたが、11 月 18 日に恐らく結核で急死した。スミジツキ家は精神疾患者とされる弟が 1630 年に死亡して断絶するが、その莫大な遺産は母親を通じた親族としてその後見人となっていたアルプレヒト・ヴァレンシュタインに受け継がれた。(wiki: Albrecht Jan Smiřický / Smiřický von Smiřice. 2022.11.29.)

教改革派の枢機卿クレースルによる穏健な統治を行い、さほど目新しくもなかったプラハの事件全体を宥めながら軽く扱おうとした。しかしシュタイアーマルク出身の次期後継者である強硬な従弟フェルディナントが、6 月に枢機卿を罷免して逮捕したことは、マティアスが数か月後に死亡するまで実質的な権力を奪ったクーデター、ないし厳密には事後正当化による「お家騒動(Hausstreich)」であった[41]。しかしフェルディナントは策謀も弄し、全方面と交渉した。メーレン等族の首長アルプレヒト・フォン・ヴァレンシュタインがとうとう等族国家の典型的な中間将校にあるよりも 1619 年春にウィーンで最高司令官に就く決断をした時、「反乱者たち」の全軍資金を就任料として持参させようと思いついたが、恐らくは最終的な決裂を避けるか悪者呼ばわりをされないようにするため、それをすぐに送り返したのだった[42]。1619 年に印刷された「ベーメンの経済」に関するパンフレットである親皇帝派のビラ〝Oeconomia Bohemorum〟においては、客観的に見て適切でないとは言えない非難が次のように唱えられている。

Ehe euer König daran gedacht,　（汝らの王が考える前に）
Habt ihr Kriegsvolk angenommen,　（汝らは軍隊を承認し）
mit Krieg habt ihr den Anfang gemacht,　（汝らは戦争を始める）
seid vor ad arma kommen.[43]　（軍の前に進み出よ）

後々ウィーンにとって都合の悪かったことは、むろん平和的思考に基づいていなかったからではなく、等族に主導された軍事組織においてまさにこの等族との紛争で、まさしく自由に動かせる軍隊がなかったことにあった。実際また、オーストリア等族は彼ら自身領邦君主のことで悩んでおり、むしろ領主としてベーメンの同志達に手を貸そうとさえしていた。それゆえフェルディナントは、ハプスブルク両家協働のおかげで彼のためにフランドルから用立てられたが、職業軍人エルンスト・フォン・マンスフェルトの任用によってベーメン軍により牽制されていた若干の賃貸軍しか自由に使えなかった。しかしトゥルン伯はベーメンの主力軍とともにメーレンからオーストリアへと移動し、ジーベンビュルゲン侯の地位に上り詰めたベートレン・ガボルに支援され、1619 年 6 月 5 日にとうとうウィーンの目前に迫ったのであった。「嵐の請願」に至るまで接触が促されたのは、敵地においてではなく至る所であり、それにより等族は現場で有利な状況を利用しようとし、同時に首都に閉じ込められたフェルディナントにも自らの要求を提示しようとしたのだった[44]。ベーメン並びにハンガリーからの軍事的に不都合な知らせだけがトゥルンとベートレンにその都度帰国を促し、普遍主義的な等族国家を前にして皇帝ーオーストリア普遍国家の枠組み(Abteilung)はかようにして救われたのだった。

しかしそれは国法上の結論が出たに過ぎなかった。上下オーストリアの等族が始めたことを、プラハの人々は新たな盟約の際に放置した。しかしベーメンの等族はメーレン、シュレジエン、ラウジッツの等族と緊密な盟約「ボヘミア連合(Confoederatio Bohemica)」を結んだ。その際言語的理由はほとんど役割を果たさなかった。というのもメーレン人はスラブ語を話し、シュレジエンはドイツ語ないしポーランド語、そしてベーメン貴族の出自は混成しておりチェコ語とドイツ語を話したからである。「その際民族主義のような深刻な対立はどのように克服されたのかが重要である」と、モーリッツ・リッターは 19 世紀の歴史家の鋭い注視と勤勉さをもって疑問を抱いた[45]。民族的なアイデンティティと言語はルドルフ 2 世時代のコスモポリタン的な伝統の中にあったプラハでは、国家形成を担う要素としてはいまだ全く重要ではなかった[46]。皇

帝ルドルフ 2 世の後継者たちによるオーストリア地域への居城の移動以降首都機能の喪失はむしろ、政治的周縁地に落ち込んだと見なされたヨーロッパの一つの文化的中心地において、ルサンチマンと国家統制主義的なエネルギーを呼び覚ました。しかしこの時は特に歴史的ー法的な伝統が作用した。というのも将来の国王問題も共同で取り決めるためにこの連合に集まったプラハのヴァーツラフ王冠の古の諸地域がかなり逡巡していたからであった。しかしその目的によって結びつき、等族制的な誓約共同体の伝統の中にあったベーメンの国家連合は、ネーデルラント連邦同様、長続きするように組織化された連邦制的な国家基盤も備えていた。1619 年 7 月 31 日の 100 ヶ条の連合文書の中で、ヴァーツラフ王冠は永久に結合した諸邦の自由な選挙に基づく王冠と定められた。さらに王と等族の権限も定められ、等族は地方官吏の指名権や統治における共同決定権、戦争と軍事、そしてとりわけ信仰問題における保障により、選挙後も決定的な発言権が維持されることが規定されたのであった。王が契約違反をした場合に備えて、この国法は等族にとりわけ服従を免除し、如何なる形態の抵抗も無罪と定めていた[47]。この等族制的な全国法に基づき[48]、ヨーロッパの中央部の比較的閉鎖された領土内に約 400 万もの人口が結合した[49]、500 万のイングランドや 700 万のスペインと比べても決してそれほど小規模ではなかった一つの生存可能な連邦国家が形成されるかのように見えたのだった。

新たに起草された国会規則の最初の条項は「国王の新たな選出」について述べなければならなかった。まず第一にフェルディナントのマティアスの後継者としての受諾が撤回されることとなったが、それは新たなベーメンの解釈に従い不正になされ、連合した王国領の同意がなければ合法的ではなく、少なくとも法律違反により無効になり得る措置だった。その後 1619 年 8 月に、全国議会は選挙に入った。4 つの名家の代表者たちが候補者となったが、そもそも一人を選ぶとすれば、プファルツ選帝侯だけがなり得ることもすぐに判明した。等族の多数派は、近接するルター派のザクセン選帝侯ヨハン・ゲオルクを領邦君主として置き換えることを最も好み、最後まで変わらず選び続ける者もいたが、外交的な探りを入れるや否や、彼は政治的ー法的な懸念や諸侯間の連帯意識、プラハで勢力を増しているカルヴァン派への嫌悪から選出を拒み、大きな危険を冒す代わりにむしろ来るべき皇帝とラウジッツを交換したいと考えていることが判明した。それに対してサヴォイ公と新たなジーベンビュルゲンーハンガリー侯ベートレン・ガボルは、ハプスブルクに対抗する選出を大喜びで受け入れたが、多くの等族たちには、一方はカトリックであり、他方はベーメン国家が待望したヨーロッパ的結合と名声をもたらすにはイレギュラーであり、遠い存在と感じられた。その結果、オランダやイングランド、バイエルンと血縁・姻戚関係にあり、政治顧問のクリスティアン・フォン・アンハルトを通じてすでに長い間ベーメンの事件に関わっていたカルヴァン派のプファルツ選帝侯フリードリヒ 5 世が選出された。連邦による自由な国王選出権をこのように利用した結果とともに、ベーメンの国家建設戦争に既にヨーロッパ的次元が認められる一つの状況が歩み出したが、しかしとりわけ帝国内の国法上の複雑な争いの渦中にそれを巻き込んだのであった[50]。

というのもそれに関連して 1619 年 8 月 26 日に帝国内でベーメン王としてのフェルディナントがトゥルンによって最終的に排除されていたが、2 日後フェルディナントはフランクフルトで皇帝に選出されたからであった。フェルディナントは上記により実際には剥奪されていたが、過半数の獲得に必要だったベーメンの投票権を自ら行使していたので、この皇帝選挙はベーメンの抗議の下で、帝国によるベーメンにおけるフェルディナントの法的地位の確認という意味を持ったのであった。しかし新たに選出されたベーメン王である選帝侯フリードリヒは、小さ

な不幸として同家門のマクシミリアン・フォン・バイエルンを皇帝候補として推していたが、その後フェルディナントの皇帝選出を受け入れ、それにもかかわらずベーメン王位に就くことも受け入れたのだった。しかし彼のかつての皇帝候補は、皇帝のために彼からベーメン王位を引き剝がし、自分自身のために二つの家門間で争われていたプファルツの選帝侯位を奪い取る準備をしたのだった。そしてさらに、フリードリヒはプロテスタント同盟の盟主であり、マクシミリアンはカトリック連盟の盟主だった。帝国における戦争の見通しは複雑であった。そのことが再びベーメンに跳ね返ってきたのであった。

連合した等族の王国はかくして1年と3か月しか持ちこたえられなかった。フリードリヒはプラハにやって来て王に戴冠したが、王国は神の恩寵によってではなく、記念硬貨で明確に描かれていたように、神と等族の恩寵によっていたのであり、硬貨には王冠が5つの連盟者の手で掲げられ、その周囲の刻銘は世俗的な創建の分担者として「等族の協和」を刻み込んだのであった[51]。祝祭による浪費、君主制的な宮廷生活や宣伝がいまや領邦君主の代表機関とともに等族の問題の上に覆いかぶさり、それは対抗プロパガンダが嘲笑したように冬の間だけではなかった。そうでなくとも王自身、そしてその主たる政治顧問であるクリスティアン・フォン・アンハルトとルートヴィヒ・カメラリウス[vi]らのプファルツ選帝侯領の見通しによれば、さらに大規模な次元での計画が背後に控えており、帝国等族的－福音主義的抵抗思想から自ら大国的－権力政治的方向へ転換し、すでに自身の宮廷を普遍主義的な反ハプスブルク的対立帝国の中心と見立てていたのであった[52]。しかしここで述べる等族王国の性格をめぐる内部抗争は、現実化の機会が消滅したため決着を見なかった。いやまあ、新王がその王朝と信仰の結びつきによってもたらすはずだった援助自体が、イギリスの舅からも、カルヴァン派のオランダ議会からも、そしてプロテスタント同盟自体からも、実現しないか期待されたよりも貧弱な結果となったのであった。それには多数の一時的に過ぎなかった理由があり、あらゆる困難を越えて反ハプスブルク態勢を完成させるまでの、総じてむしろ時期的な問題であっただろう[53]。しかしプラハでは時が足りなかった。というのもそもそもスタート地点が劣悪であったため、皇帝の雪辱戦が思いがけず大成功を収めたからであった。

それまではブコワ[vii]司令官旗下のフランドル家の援助が必要だったが、フェルディナント 2 世は 2 つの強力な帝国等族を得たのだった。即ち、ラウジッツで機会があれば宥められるザクセン選帝侯と、競争相手であるプファルツから実際に選帝侯位と上プファルツを奪い取り、マクシミリアン 1 世という人物によって代表されているカトリック連盟をも皇帝のベーメン家領の利害のために利用したバイエルン公である。戦乱の間の奇妙な休戦による妥協によって攻撃は緩められていた。帝国で連盟軍と同盟軍が準備を整え対峙していた時、人々はフランスの仲

[vi] Ludwig Camerarius: 1573-1651. 1598 年からプファルツ選帝侯フリードリヒ 5 世に仕え、外交の責任者となった。フリードリヒの逃亡後もオランダ亡命に付き添い、プファルツの正当化と復旧のために努力し、スウェーデン指導によるプロテスタント連合構築に尽力した。1626 年から 41 年までハーグに駐在するスウェーデンの外交官として仕えた。Friedemann Bedürftig, Der Dreißigjährige Krieg. Ein Lexikon, Darmstadt 2006, S. 28.

[vii] Charles Bonaventure de Longueval, Comte de Bucquoy: 1571-1621. 1596 年以降フランドルのスペイン軍に従軍した古参兵で、1618 年にベーメン蜂起に対する軍司令官として皇帝マティアスに仕えマンスフェルトやベートレン・ガボル、トゥルン伯らと交戦した。ビーラー・ホラの戦い以前に負傷して病床にあったと推定されるが、会戦では勝利に貢献した。その後スロヴァキアでベートレン・ガボルへの反攻作戦中、射撃と槍を受けて戦死した。Ebenda, S. 26f.

介によって争いを避けた方がましだと心に決めた。盟主のベーメン問題を重要な関心事としていなかったプロテスタント同盟は、今後は関わりを持たず最終的に完全に解散したと理解したが、〔同盟軍の圧力から〕解放されたマクシミリアンのカトリック連盟軍はブコワとともにプラハへ向かって進軍したのだった。攻撃側が容易に優っていたにもかかわらず、ベーメン連邦軍はプラハ市門前のビーラー・ホラの高台の好位置に防衛の全てを賭けた。軍事の専門家の記事によると、戦闘目的(ad hoc)で集められた部隊間の 1620 年 11 月 8 日の短期即決のこの戦闘での敗北が、プラハの喪失と連邦全体の破滅を直接導き、世界を震撼させたヴェイセンベルクの会戦として歴史に名を残すことになるとは、かねてから驚きの目が向けられている[54]。しかし、斯くの如しであったのである。

なぜか？数ある要因の中でも、ベーメンの国家建設実験は同時代人が早速比較しがちだったネーデルラントと異なり、等族国家の正当性の危機について語る者が既に多かったのである。一方では確かに、途方に暮れたエグモント伯の時代とは異なり、その間にヨーロッパでは練達した等族的－教派的な着想を得た政治抵抗理論が存在するようになり、テオドール・ベーズは「臣民に対する支配者の諸権利」を制限しようとして匿名で「暴君に対する」権原を強調し、或いはアルトゥジウス[viii]は整った言葉で最終的に等族に決定的な発言権を認めたのであった[55]。それについてベーメンの学生たちは再び西ヨーロッパの大学を訪れる必要はなく、個々に立証されているように、その間既にハイデルベルクやイェーナ、アルトドルフなどドイツの大学で学んでいた[56]。ベーメンと提携したオーストリア等族の指導者ゲオルク・エラスムス・チェルネンブル[ix]は抵抗を著したかなりの蔵書を所有し、自らもそれについて執筆し、ネーデルラントを例にして、等族に対しては権力的に振舞うのではなく、協調を求めるよう領邦君主に警告したのだった[57]。むろん等族制的な国家建設のための助言などではなく、世論が待望していたのは、重みの変化は伴いつつも、二元主義的合意の復活だったのである。

しかし他方では絶対主義と対抗宗教改革の時代にいまや別の側面も理念上築かれ始めていた。1613 年においてもまだ皇帝マティアスは彼の強硬な後継者に向け、オーストリアでは反抗的な等族、メーレンでは主権者のように振舞う地方長官、シュレジエンの大貴族とベーメンの等族を引き合いに出しながら、彼らなしではどのみち何一つ出来ることがないと、諦めながら便りをしている[58]。しかしフェルディナント 2 世の新たな行政では、あらゆる契約に代わってここでだけ利用し得る武力について語られ、「絶対的命令(absolutum imperium)」ないし「絶対的元首(princeps absolutus)」の如き概念が用いられた――正しく見ればむろん特殊な議論の関係の中に限られ、諸侯や等族により曖昧に意味づけや評価がなされた形でしかなかったのだが。明確な絶対主義的国家理論どころか一貫した概念すら語ることはできないが、しかしこの「実践の絶対主義」の中にこそ特別な精神的土台が認められるのである[59]。そこにバルディオが誇張的に

[viii] Johannes Althusius: 1563-1638. 法学博士を取得後、オランイェ公ウィレム 1 世の弟ナッサウ伯ヨハン 6 世に法律顧問として仕え、ヘルボルンやナッサウでカルヴァン主義アカデミーの校長を務めた。1604 年以降は市法律顧問としてエムデンに落ち着いた。カルヴァン主義的な自然法理解に基づき、君主制国家に対して等族制的な国家主権を認める連邦制的な国家理論を体系化したとされる。(wiki: Johannes Althusius. 2020.11.29.)

[ix] Georg Erasmus von Tschernembl: 1567-1626. 上オーストリアのカルヴァン派貴族としてハプスブルク家に反抗したが、1620 年にティリー軍の侵攻を受けるとベーメン、ハイデルベルクへと逃亡した後、スイスに亡命しそこで亡くなった。F. Bedürftig, Ein Lexikon, S. 171.

全ヨーロッパの絶対主義の原因を求めて自由主義的な信託支配を対置させようとした絶対主義的君侯家の世襲的理念が見いだされ、等族制度の枠外に置かれた王領地の文脈で広く理解されて、そこに多かれ少なかれ自覚的な初期絶対主義の拡充が考えられてきた[60]。絶対主義と後見人としての諸侯像が支えていた対抗宗教改革が交差し、支配者に政治権力を強化する宗教的正当性を与え、他方で異端者を政治的不法と同一視したことは、闘争のために二重に都合の良い根拠を与えたのであった[61]。そして第三に、まさに等族の離反により法の枠から解放され旧き特権を顧慮することなく征服権に従って新たに契約が満たされるとする観念が、紛れもない役割を果たした[62]。こうしてベーメンの等族政治は不法へと追いやられ、連邦はますます孤立したように見える一方で、いまや最も影響力ある二つの帝国領邦と結ばれた皇帝の宮廷によって代表されたのだった。既にそのことによって帝国内の世論の雰囲気も、ベーメン問題に不利な方へ悪化していたのである。

例えばベーメン等族の蜂起それ自体を擁護するような宣伝ビラはほとんどなく、反ローマ的–反イエズス会的な草紙や新王を救済者として遠慮がちに賞賛するような草紙しか存在せず、そして後者は間もなく、王の逃亡後実際の公衆の意見を明るみに出して、冬王を嘲笑する大量の草紙へと落ちぶれたのだった[63]。とある匿名の平和と秩序の公法学者は 1620 年に「ヨーロッパにおける戦争の原因」として「正当な権力の領主を払いのけ」ようとしたネーデルラントを突き止め、お上の役人を窓へ放り出したベーメンの反乱者を飲み込みの早い生徒と認めたのであった[64]。窓外放出事件はそもそもそこに根本が置かれていたような政府の転覆とはほとんどみなされず、その上好意的な公法学者や歌手たちですら、プラハの「熱狂」は「まったく誉められたものではない」と明言することを余儀なくされたのであった[65]。ヨーロッパ諸国や帝国等族が連邦をほとんど受け入れず対抗プロパガンダが強力だったことは、プラハで防衛する意志を疑いなくぐらつかせ、例えば会戦の敗北間もなく改悛意識から素早くプラハを降伏させたり、自らの事件の正当性を疑う発言がかねてから認められたのだった[66]。ただし、ジョフリー・パーカーが記したように、「ヨーロッパの諸国民には独立国家の支援は受け入れられたが、反乱者の支援は受け入れられなかった」というのは客観的に見て矛盾している[67]。というのもネーデルラントの反乱者はかつて十分に支援を受けており、ベーメンの「反乱者」は等族制国家の成熟度でむしろ一歩進んで発展し始めていたからである。しかしパーカーの格言は 1620 年代の見方を適切に反映している。というのも両者は異なる時代にあったのであれば、同じではないからである。大陸に絶対主義が発生しつつある環境において、恐らく等族制国家の建設にとって最良の時代はとうに過ぎ去っていたのであった。

かくしてここで最後に被征服地で捕らえられた特に政府の構成員だった 27 名全員が処刑を迎え、ウィーンの総督による特別法廷によって不敬罪(crimen laesae majestatis)の罪が着せられ死刑の判決が下された。集団処刑を文章と版画で書き留めたビラは、ベーメン等族組織の被処刑者の名を忠実に記しており、領主層から 3 名、騎士層から 7 名と、――この部分は明らかにより遠慮されずに――17 名の市民層であった。大多数は斬首され、数名は絞首刑、ごく少数は時間をかけてやっと(immerhin erst)死に至らしめる象徴器切断刑に処された。唯一、プラハ大学の学長の舌が、言葉の人である大学の哲学者ヤン・イェセニウス[x]の生々しい胴体から切り離され

[x] Jan Jesenius / Johannes Jessenius: 1566-1621. ハンガリー貴族の出自を持ち、パドヴァで医学博士を取得した後、ザクセン選帝侯の主治医を皮切りに、皇帝ルドルフ 2 世及びハンガリー王マ

ているのは、象徴的なものとして容易に理解できるが、そうだとしても下劣であった。エグモント伯の首は短期間晒されたのちに胴体とともに埋葬された一方で、プラハの「反乱者」12 名の首は 10 年以上市門に吊るされることとなった。この帝国とヨーロッパで疑念をもって受け止められた「プラハ流血裁判」において、アルバ公による 1568 年のネーデルラントの例が思い起こされ[68]、ハプスブルクの行政にとっては恐らく自身の政治的法的立場の容赦ない遂行のために威嚇的な見せしめを打ち立てることが特に重要だったのであろう。その上、とある「忠実な新聞」は「ベーメンの反乱者」を一連のオーストリア農民蜂起[69]とともに並び立て、未来はここでもさらに恐るべき一例を準備していたのだった。

同様にマクシミリアンの援軍とともに上オーストリアで領邦支配が確立した後、バイエルン占領軍と協働した過渡期の間ではあったが、対抗宗教改革の格別な不手際が基となって 1626 年に新たに火種が発生した。その観点から、悪名高い「フランケンブルクのサイコロ賭博[xi]」においてバイエルンの代官アーダム・フォン・ヘルバーストルフは、個々の罪を測るのでなくくじ引きによって決められた等族の国家役人 17 名を反乱幇助の罪で処刑させ、半数、つまりくじで逃れた者には恩赦を与えたのだった。しかしながらその罪を減じるような伝記の指摘にもかかわらず、17 世紀においてさえそのように感じられたこうした気ままな法の乱用の結果は非生産的なものであった[70]。農民と下級役人から始まったが荘園の賦課にではなく国の信仰政策と税負担に向けられた正真正銘の蜂起が、この地域で初めて続き、戦乱のさなかに再び、新たな国家建設の成果の入り口を前にして間もないうちに古きオーストリアの状態へと帰せしめかねないような本格的な戦争に至るほどエスカレートしていった[71]。しかし、ここでは差し当たり目的を達し損ねた威嚇の見せしめは、プラハの処刑の事例においては目的を達した。「ここから読者諸君は、いかなる時も反乱は首尾よく終わり、反乱者は報いを受けると見て取った方がよかろう。そのために各々方、鏡で自分の姿を見よ。如何なる煽動も論じさせぬように、神が任じたお上に従順であれ。」と、先述の新聞はその他多数の新聞とともに望ましい訓戒を引き出したのであった[72]。ベーメン等族国家の蜂起が暴動、反乱、革命として記されると、ギンデリーの古典的なタイトル『ベーメンの暴動とその処罰』以来のそのような社会的事件の評価がたとえ大きく変化してきたとしても、それでも出来事のそうした類別化とともに戦勝者の法的立場と結びつき、その後も歴史叙述に留まり続けている[73]。屈服した等族政治家の最期の言葉は死刑執行時の太鼓の連打で聞くことはできなかった。

しかしながら、この戦争でオーストリア＝ハプスブルク家の等族から取り除かれた国家建設の権限は、相手方によって人が思うほど首尾一貫して利用されたわけでは決してない。ベーメ

ティアス 2 世の主治医を経て、1617 年にプラハ大学学長に選出された。プラハの反乱に加わったためフェルディナント 2 世に反逆者として捕えられ、捕虜交換の際に一度釈放されたが、ビーラー・ホラの戦いの後処刑された。(wiki: Jan Jessenius. 2022.11.29.)

[xi] バイエルン公マクシミリアンに軍事援助の担保として再カトリック化の執行を条件に提供されていた上オーストリアのフランケンブルクで 1625 年に武装蜂起が起こったが、恩赦を約束に反乱は一度収まった。代官を務めていたバイエルンの将軍アーダム・フォン・ヘルバーストルフ(Adam von Herberstorff: 1585-1629)はフランケンブルクの住民 5000 名を召喚し、その中にいた 36 名の先の蜂起の首謀者に死刑判決を宣告し、その半数をサイコロゲームの結果「恩赦」した。16 名の敗者が絞首刑にされ、残りの 2 名はさらに恩赦されたが、後に 1 名の絞首刑が加わり、計 17 名が処刑された。この懲罰は執行者が期待した効果を上げず、1626 年の上オーストリア農民戦争を引き起こした。F. Bedürftig, Ein Lexikon, S. 51.

ンの新秩序やとりわけ 1627 年の「改正ラント秩序」の強制は絶対主義の勝利にして不安定な位置にある近代国家の道のりとみなされた[74]。事実ベーメンはその序文で直ちに武力によって服従をもたらされた世襲王領と扱われ、等族秩序は高位聖職者身分の再導入によって改編され、ラント議会は広範に無力化され、立法権は国王のみに帰せられたのであった[75]。処罰や財産押収、信仰政治上の強制措置もまた、社会、生活、所有のあらゆる関係をひっくり返し、新らしいか恩赦を受けた家門や役人の間で、支配者家門への忠誠心の構築が促された。しかし地方官職は地方貴族が保持したままで、その財産資源と行政能力は依然としてなくては困るものであり、今日では多くの研究者が、ベーメンとオーストリアの新秩序はむしろ中央権力と等族的－地方的な自治行政との間の新たな妥協とみなされると考えている[76]。オーストリア統合国家(Gesamtstaat)の理念は 17 世紀にはまだ完熟しておらず、統一国家形成のための等族制的な萌芽が同盟、契約、連合といったまた別の形で存在していたが、オーストリア家の支配権の回復によって始められたものでもなければ、他の組織形態と置き換えられたものでもなかった[77]。「臆病で内向的な凝集作用が異質な諸要素をもつれさせた」とする、ある専門家の意見はやはりオーストリアのハプスブルク家にとっていまや精確であったと言え、いずれにせよいまだ「国家(Staat)」ではなかった[78]。王朝が等族制的国家建設を妨げ、諸地方に自らによる支配を固めていったことは極めて明白であり、その前国家的な普遍主義的結合と不均質な構造を持つ王朝支配の連合にとって、いまや彼らの側で歴史的に受け継がれた超地域的な国家的組織の持参債務を制度的に果たすことが極めて困難になっていたのである。

しかし国家建設資格をめぐる軍事的決定は、その当時や未来の平和にとって高い犠牲となった。1621 年のベーメン戦争は直接帝国戦争をもたらしたのだが、具体的にまとめるとその間にプファルツ選帝侯の本領との戦争と逃亡したベーメン王のネーデルラント亡命を引き起こし、そして最終的には帝国等族がますます一連の戦争へ引きずり込まれていったのであった。しかしバイエルン公やザクセン選帝侯が等族的な連帯感ではなく君主的な連帯感に従って皇帝を支えつつも、帝国等族として皇帝の中央権力に対して構造上実際に対抗していた点で、典型的でもあった。つまりそれに続く帝国国制戦争において、帝国の外縁部に主権か没落で終わらせるような、国家統制機能が制限された普遍主義大国と等族支配的な統合国家建設の二つの国家建設の道筋が、戦争の結果この二つの要素の間で第三の国家的組織の道が見いだされるまで、衝突したのであった。

原注

[26] Vgl. W. Reinhard, Staat u. Heer in England im Zeitalter der Revolutionen, in: J. Kunisch Hg., Staatsverfassung u. Heeresverfassung, Berlin 1986, 212.
[27] 次に述べる類型化の試みは、とりわけ包括的かつこの点で特に注意を要する年代学的な全体の描写について M. Ritter により史料的に価値を評価されている。M. Ritter, Deutsche Geschichte im Zeitalter der Gegenreformation und des Dreißigjährigen Krieges bis 1635, 3 Bde., Stuttgart 1889-1908. ND Darmstadt 1962/74. Vgl. besonders Bd. I, 397-408, Bd. 2, 81-113, 171-231, 256-78, 351-96.
[28] Vgl. W. Schulze, Landesdefension u. Staatsbildung. Studien zum Kriegswesen des innerösterreichischen Territorialstaates (1564-1619), Wien 1973, Zitate 248, 243.
[29] M. Ritter, Deutsche Geschichte im Zeitalter der Gegenreformation u. Des Dreißigjährigen Krieges (1908), Bd. 2 u. 3, Darmstadt 1974, hier Bd. 2, 197.
[30] E. W. Zeeden, Bibelauslegung, Geschichtstheologie u. Politische Opposition. Einige Argumente österreichischer Landstände, in: Ecclesia Militans, Hg. W. Brandmüller, Bd. 2, Paderborn 1988, 571-85: 575. Vgl. auch G. Reingrabner, Adel u. Reformation. Beiträge zur Geschichte des protestantischen Adels der Enns während des 16. und 17. Jahrhunderts, Wien 1976.
[31] Ritter, Bd. 2, 267.
[32] Schulze, Landesdefension, 223.
[33] Vgl. G. Heiss, Konfession, Politik u. Erziehung. Die Landschaftsschule in den nieder- und innerösterreichischen Ländern vor dem Dreißigjährigen Krieg, in: G. Klingenstein Hg., Bildung, Politik u. Gesellschaft, Wien 1978, 13-63.
[34] Vgl. G. Rhode, Stände u. Königtum in Polen, Litauen und Böhmen/Mähren, in: H. Rausch Hg., Die geschichtlichen Grundlagen der modernen Volksvertretungen, Bd. I, Darmstadt 1980, 467-506, hier 485.
[35] シュトゥルムベルガーによる根拠を参照せよ。H. Sturmberger, Aufstand in Böhmen. Der Beginn des Dreißigjährigen Krieges, München 1959, 34. ショールマンは正当というには十分ではない。G. Schormann, Der Dreißigjährige Krieg, Göttingen 1985, 24. 〔フェルディナントの選出の際に〕もしなおも異なった古い選挙理論が想定されていたとしても、「この男ではない！でも誰が？」としたマンの評価は尤もである。G. Mann, Wallenstein, Frankfurt 1971, Sonderausgabe 1978, 124. Vgl. Ritter, Bd. I, 468, Bd. 2, 229-31.
[36] 簡潔にして本質的には今なお完全に正しい Ritter, Bd. 2, 456-58 を参照せよ。H. Sturmberger, Vom Hradschin zum Weißen Berg. Zur Erinnerung an der Prager Fenstersturz, in: ders., Land ob der Enns und Österreich, Linz 1979, 76-90: 83 を補完している。排他的代表者層については J. V. Polišensky, Der Krieg u. die Gesellschaft in Europa 1618-1648, Prag 1971, 78-85 も参照せよ。
[37] G. Mann, Wallenstein, Frankfurt 1971, 7-216, 176; der Druck bei M. Bohatcová, Irrgarten der Schicksale. Einblattdrucke vom Anfang des Dreißigjährigen Krieges, Prag 1966, Nr. 3.
[38] Schormann, Dreißigjähriger Krieg, 87.
[39] Ritter, Bd. 3, 79.
[40] Mann, Wallenstein, 131.
[41] Vgl. J. Rainer, Der Prozeß gegen Kardinal Klesl, in: Römische Historische Mitteilung 5, 1961, 35-163.
[42] マンは後者の意見である。Wallenstein, 142, 137. Vgl. aber Documenta Bohemica, Nr. 314, Nr. 385.
[43] In: Die historischen-politischen Volkslieder des Dreißigjährigen Krieges, gesammelt von F. W. Ditfurth, Hg. K. Bartsch, Heidelberg 1882, ND Leipzig 1972, 12.
[44] Vgl. H. Kretschmer, Sturmpetition u. Blockade Wiens im Jahre 1619, Wien 1978.
[45] Ritter, Deutsche Geschichte, 45.

[46] Vgl., R. J. W. Evans, Rudolf II. Ohnmacht u. Einsamkeit, Graz 1980 (engl. Rudolf II. and His World, Oxford 1973), 93.
[47] Lünig, Teutsches Reichs-Archiv, Pars Specialis, Bd. 5, 1. Abt., 800-08, zitiert Artikel 22; 17, 29, 31; 30. In deutscher Fassung auch in: Documenta Bohemica, Bd. 2, Nr. 419 u. jetzt G. Lorenz Hg., Quellen zur Vorgeschichte u. zu den Anfängen des Dreißigjährigen Krieges, Darmstadt 1991, Nr. 55.
[48] Ritter, Bd. 3, 45. 同文書はすでに「諸ラントの法を完全に変革した新たな国法文書」と評価され、等族の意図に添って革新的に変革がなされたとされているが、事実に合致している。
[49] Vgl. K. Richter, Die böhmischen Länder, von 1471-1700, in: Handbuch der Geschichte der Böhmischen Länder, Hg. K. Bosl, Bd. 2, Stuttgart 1974, 99-414, 264: Böhmen 1.5 Mio., Mähren 0.8 Mio., Schlesien 1.4 Mio.
[50] Ritter, Bd. 3, 36ff. は、今なおこの関係を最も詳細に叙述している。
[51] 硬貨の周囲には DANTE DEO ET ORDINVM CONCORDIA「神と等族たちの協和によって捧げられ」と、ビラには Factum est…「…作られている」と刻銘されている。Bei W. Harms Hg., Die Sammlung der Herzog August Bibliothek in Wolfenbüttel, Bd. 2: Historica, München 1980, 269.
[52] Vgl. F. H. Schubert, Ludwig Camerarius, Kallmünz 1955, 61, 72-74, und ders., Die pfälzische Exilregierung im Dreißigjährigen Krieg, in: Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins 102, 1954, 575-680.
[53] Vgl. E. Weiss, Die Unterstützung Friedrichs V. von der Pfalz durch Jakob I. von England im Dreißigjährigen Krieg, Stuttgart 1966, und J. V. Polišensky, Der Krieg u. die Gesellschaft in Europa 1618-1648, Prag 1971, 79f.
[54] Vgl. J. Krebs, Die Schlacht am Weißen Berge bei Prag, Breslau 1879, und zuletzt R. J. W. Evans, Das Werden der Habsburger Monarchie 1550-1700 (engl. 1979), Wien 1986, 65. ここでは語気を強めて「不条理の息吹(Hauch des Absurden)」と呼んでいる。Mann, Wallenstein, 161 も同様の判断を下している。
[55] Vgl. den kundigen und griffigen Abriß bei R. Mousnier, Ein Königsmord in Frankreich, Berlin 1970, 74-91.
[56] Vgl. J. V. Polišensky, Die Universität Jena u. der Aufstand der böhmischen Stände in den Jahren 1618-1620, in: Wissenschaftliche Zs. Der F.-Schiller-Universität Jena, 7, 1957/58, 441-47, und A. Ernstberger, Die Universität Nürnberg-Altdorf während des Dreißigjährigen Krieges, München 1966. Vgl. auch Evans, Rudolf II., 93f.
[57] 1619 年 6 月 26 日のフェルディナント宛の「仰々しい懸念」の中にそのようにある。In: Theatrum Europaeum, Tl. 1, Frankfurt 1662, 163f. – Vgl. H. Sturmberger, Georg Erasmus Tschernembl. Religion, Libertät u. Widerstand, Linz 1953. Zur weiteren Verbreitung des Arguments vgl. Bohatcová, Irrgarten, Nr. 39.
[58] A. Gindely, Geschichte des Dreißigjährigen Krieges, Bd. 1, Prag 1869, 79, 324.
[59] H. Sturmberger, Kaiser Ferdinand II. u. das Problem des Absolutismus (1957), in: ders., Land ob der Enns und Österreich, Linz 1979, 154-87, 166f.
[60] Vgl. G. Barudio, Das Zeitalter des Absolutismus u. der Aufklärung 1648-1779, Frankfurt 1981, 263ff., ders., Teutscher Krieg, 80f. Zum realen Kern Sturmberger, Kaiser Ferdinand, 167.
[61] Vgl. Evans, Werden, 66.
[62] Sturmberger, Kaiser Ferdinand, 172ff.
[63] Vgl. Bohatcová Nr. 44-85, und Harms Hg., Bd. 2, Nr. 139-188. とりわけ後者はそれ自体既に要約的な版である。
[64] H. C. Frhr. von Friedensburg, Wolmeinende Erinnerung von der Behauptung des Königs und Fürsten Standts, auch Ursache der Kriege in Europa, o. O. 1620, 10.
[65] 騒擾を歌う全く新しい小歌がこの 1618 年にベーメンの地で生まれた。In: Volkslieder des Dreißigjährigen Krieges, Hg. Ditfurth/Bartsch, 1f. もっとも、騎士ロマンス風に照らして様式化された歌がどの程度真実であるのかについては、シュヴァインフルト市文書館の親切な回答によれば、引用された「古の手書きフォリオ版」が今日消息不明なため、詳しく調べることができない。

[66] Vgl. dazu die griffige Zusammenstellung bei H. Jessen Hg., Der Dreißigjährige Krieg in Augenzeugenberichten, München 1971, 76ff.: 85, sowie Theatrum Europaeum, Bd. I, 413.
[67] G. Parker, Der Dreißigjährige Krieg, Frankfurt 1987, 111.
[68] Vgl. C. V. Wedgwood, Der Dreißigjährige Krieg (1939), München 1967, Tb. 1982[2], 133.
[69] Harms, Bd. 2, 306, Sp. 1.
[70] Vgl. H. Sturmberger, Adam Graf Herberstorff, München 1976, 231-46.
[71] Vgl. ders., 259-308, und G. Heilingsetzer, Der oberösterreichische Bauernkrieg 1626, Wien 1976, sowie unter gleichem Titel der Ausstellungskatalog, Linz 1976. Zur Beurteilung auch Kamen, 350-53, und zum Vergleich interessant R. D. Chesler, Crowns, Lords and God. The Establishment of Secular Authority and the Pacification of Lower Austria 1618-1648, Princeton 1979.
[72] Harms, Bd. 2, 306, Sp. 4, 307, und Bohatcová, Irrgarten Nr. 93 und 95.
[73] A. Gindely, Geschichte des Dreißigjährigen Krieges, Titel von Bd. I: 1618-1621, Leipzig 1882. 上述のタイトルを受け継いだ幸運な専門用語「ベーメン等族の蜂起」「等族蜂起」は近年の地域史文献にも欠くことはない。Vgl. Richter, Länder 261, und J. K. Hoensch, Geschichte Böhmens, München 1987, 220.
[74] G. Mann, Wallenstein, 187 では、とかくその時代遅れの絶対主義的内容に代わり発展史的パースペクティヴを当て擦っている。
[75] Codex Iuris Bohemica, 1888, 3. バルディオによるさらに先鋭化した絶対主義批判に基づく解釈は、Barudio, Der Teutsche Krieg, 291-97.
[76] Vgl. F. L. Snider, The Reconstruction of the Bohemian Nobility in the 17th Century, Berkely 1972, schon Rhode, 485, sowie Evans, und zusammenfassend Asch, Estates, 119.
[77] So schon Ritter, Bd, 3, und H. Hassinger, Ständische Vertretungen in den althabsburgischen Ländern und in Salzbrug, in: Gerhard Hg., Ständische Vertretungen, 32-71.
[78] Evans, Werden, 313.